

(五)二類夫の勤続年限に關しては事情に依り相當優遇する事。

(六)ヨロケ病者の扶養並に施設問題に關しては出来得る限り社は方法を講じ専門醫を招聘する事。

(七)折骨者の施設に關しては目下其事に付て着手中。

(八)公休日の問題に對しては今の所不可能なる事。

尙誠首者に關する旅費給與に就ては、午後佐々木氏より提案することとして小憩し、兩氏とも一應本據に引取り午後一時五十分再會し佐々木氏は最初旅費として頭割り十圓説を提示せるが麻生氏等の要求に讓歩して

一、獨身者には十五圓、家族持には三十圓、保護坑夫には規定の旅費を與へ、尙どうしても立たれぬ者には警察の人事相談係を通じて相當のことをなすこと

と云ふ事に決し折合ひつきたり、組合側に對し麻生氏より之を報告するや、三十圓にては苦しげなる向もありしが、之に對しては足尾聯合會より若干の餞別を出すこととして忍び難きを忍び、茲に圓滿解決を告げたり。當日佐々木、麻生兩氏は記者團に對し口頭にて左の如く發表せり。

▽佐々木氏發表

今日の會見は全く個人として行つたものである全部の労働者を網羅してぬない二つの組合代表者に對し交渉團體として認める譯にいかないから八ヶ條の要求を撤回して改めて之を希望として協議した。第一項は組合の其存在は認めるが交渉團體としては未だ承認が出来ない、但し團體の切崩しを行はないと云ふ意味で其代りに會社の作つた組合に對しても麻生君等の組合が妨害しないと云ふことを約束した。賃銀問題は現在に於てと云ふ所に意味があるから更に此の争議が終つてから會社が誠首するかと云ふことに就ては相談がないが會社の方針としてはさう云ふことはしない積りである。唯精鍊所の罷業の爲め刑事上の犯罪を

爲したる者四五名に對しては止むを得ず誠首しなければなるまい又罷業中の賃銀問題に就ては會社従來の規程に依り行ふ當である。

▽麻生氏發表

「今回紛争の結果労働運動の本質が世間一般に承認されしことは此罷業の一大收穫である。それと同時に鑛山労働者の悲惨な生活状態が社會に知られし事も今後の労働運動の上に貢獻する所頗る多いと思ふ又運動に参加した労働者は何れも幹部の命令に能く服従し終始一絲紊れず正々堂々たる運動を續けて来たことは一般労働者の進歩を意味するものである。」

午後六時手打式は警察樓上に開かれたり。列席者は労働者より麻生、石塚兩氏と委員九名（本山より稻葉、渡邊、中山、通洞より古田、柴田、山本、小瀧より布野、藤原、坑夫組合より佐竹）會社側より佐々木氏と杉本所長、佐竹經理課長以下各課長、立會人として萱場保安課長、岡崎鑛業監督官補佐竹高等課長、篠崎足尾署長、大塚町長、光武憲兵大尉、町田協調會囑託、警視廳柳原、馬場兩警部補及東京日日、國民兩特派員にて、萱場氏より解決の申合（前記八ヶ條及旅費）を報告し、兼ねて解決の喜びを述べ、杉本所長は社會に對し、坑夫佐竹泰造は社會及會社に對し、各此事件のため迷惑をかけたるを相濟まずと挨拶し、大塚町長挨拶後岡崎監督官補は「かゝる事件は鑛務官が解決のため盡力せざるべからざる責ありしに、萱場氏の斡旋に依り解決したるは感謝に堪へず」と述べ、町田協調會囑託亦一場の感想を述べ、佐々木、麻生兩氏の握手ありて解決の式を閉ぢたり。組合側は其日「十九日より一人の缺勤者なく入坑すべし」と申合せぬ。尙當夜各支部に於て報告會を行ひたり。